

レンタカー貸渡約款

【第1章 総則】

(約款の適用)

第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下、「レンタカー」という。)を借受人(運転者を含む、以下同じ。)に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の習慣によるものとします。

2、当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の習慣に反しない範囲で特約に応じることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

【第2章 貸渡契約】

(予約)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返却場所、運転者その他の借受条件を明示して予約する事ができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応じるものとします。

2、前項の予約は別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

3、前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下、「貸渡契約」という。)の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

4、第1項の予約を取消し、または借受条件を変更をする場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

(貸渡契約の締結)

第3条 当社は、貸渡できるレンタカーが無い場合又は、借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結をします。

なお、当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡をするための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しを取ることがあります。

2、貸渡契約の申込は、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3、当社は、貸渡契約を締結をしたときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

(貸渡契約の成立)

第4条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領をして、借受人にレンタカーを引渡したときに、成立をするものとします。

2、当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により、予約された車種のレンタカーを貸渡することができない場合には、契約に関する料金の全額返金とした対応をさせていただきます。

3、借受人は、予約を取り消すことができるものとするが、契約金に関する金額以上の貸主側に請求をすることが出来ない。

(貸渡契約の解除)

第5条 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当をした際には、何らの通知及び催告をすることが無く、貸渡契約を解除をし、ただちにレンタカーの返却を請求をすることが出来るものとします。この場合には、当社が前条により受領をした貸渡料金を返還をしないものとします。ただし、特約により貸渡料金が後払いになっている時、または借受期間の延長等により、未精算がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

(1) この約款に違反をしたとき

(2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき

(3) 第9条各号に該当をすることとなったとき。

2、借受人はレンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により、使用不能となった場合には、第22条3項による処置を受けた時を除き、貸渡契約を解除をすることが出来るものとします。

(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

第6条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった際には、貸渡契約は終了するものとする。

2、借受人は前項に該当する事になった時は、その旨を当社に連絡をするものとします。

(中途解約)

第7条 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解除する事ができるものとします。この場合には、借受人は、第25条の中途解約手数料を支払うものとします。

2、借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障の為貸渡期間中にレンタカーを返還をした際には、貸渡契約を解除をしたものとします。

3、前項により借受人がレンタカーを返還をしたときは、当社は第4条により受領をした貸渡料金を返納をしないものとします。

(借受条件の変更)

第8条 貸渡契約を成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2、当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾をしないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶をすることができるものとします。

- (1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していない時。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻酔、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して、定めた運転者とレンタカー引渡し時の運転者とが異なるとき。
- (5) 過去の貸し渡しについて、貸渡料金の支払いに滞納があったとき。
- (6) 過去の貸し渡しにおいて、第17条各号の掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7) 借受人が6歳未満の幼児をチャイルドシートを使用をせずに同乗をさせるとき。
- (8) 上記各号の他、当社がレンタカーの貸し渡しを不適切と判断をしたとき。

【第3章 貸渡自動車】

(開始日時等)

第10条、当社は、第3条2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

(貸し渡し等)

第11条 当社は、借受人が当社と共同をして道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良が無いこと等を確認をした上で当該レンタカーを貸し渡すものとします。

2、当社は前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見をした際には、交換等の処置を講ずるものとします。

3、当社はレンタカーを引き渡したときは、京都運輸支局長が定めた内容を記載をした所定の自動車貸渡証を借受人に交付をするものとします。

4、チャイルドシートは借受人がその責任において適正に装着し、一切の責任は借受人が負うものとします。

【第4章 貸渡料金】

(貸渡料金)

第12条 当社が受領をする第4条の貸渡料金は、レンタカーを貸渡時において、京都運輸支局長に届け出て実施をしている料金表によるものとします。

2、当社が受領をする貸渡料金の額は、基本貸渡料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とし、レンタカー返却時に、受領した料金以外に延長料金、事故による免責金額、休車補償等の追加料金が発生をした場合は、返却時に精算をしなければならないものとします。

(貸渡料金改定に伴う処理)

第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定をしたときは、前条第1項に関わらず、予約の時に適用をした料金表によるものとします。

【第5章 責任】

(定期点検整備)

第14条 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施をしたレンタカーを貸し渡すものとします。

(日常点検整備)

第15条 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

(借受人の管理責任)

第16条 借受人は善良な管理者の注意義務を持ってレンタカーを使用、管理するものとします。

2、前項の管理責任は、レンタカーの引き渡しを受けた時に始まり、当社に返還をしたときに終わるものとします。

(禁止行為)

第17条、借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用をすること。
- (2)レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の所有権を侵害する事となる一切の行為をすること。
- (3)レンタカーの自動車登録番号標又は、車両番号標を偽造もしくは、変造し、又レンタカーを改造若しくは改装をする等、その原状を変更をすること。
- (4)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用をし、又は他車の牽引もしくは後押しに使用をすること。
- (5)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用をすること。
- (6)当社の承諾を受けることなく次の行為をすること。
 - ①借受人及び貸渡契約締結時に定めた運転者以外の者がレンタカーを運転をすること。
 - ②レンタカーについて損害保険に加入をすること。
 - ③当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。また承諾を受けた場合でも、車内でペットをゲージから出すこと。

(自動車貸渡証の携帯義務等)

第18条 借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2、借受人は、自動車貸渡証を紛失をしたときは、直ちにその旨を当社に通知をするものとします。

(賠償責任)

第19条 借受人は、レンタカーを使用をして第三者又は、当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責

任を負うものとし、ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

2、借受人は、その責に帰する事由による事故によりレンタカー又は、その付属品に損傷を与えた場合には、当社に対して、レンタカー又はその付属品の修理期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金(ノンオペレーションチャージ)を支払うものとし、

【第6章 自動車事故の処置等】

(事故処理)

第20条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生をしたときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置を取るとともに、次に定めるところにより処理するものとし、

(1)直ちに事故の状況等を当社に報告をすること。

(2)当該事故に関し、当社及び当社が契約をしている保険会社が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出をすること。

(3)当該事故に関し、第三者と示談または協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

(4)レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2、借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとし、

3、当社は、借受人の為当該レンタカーに関わる事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力をするものとし、

4、事故を起こした際には、速やかに警察に届け出をすること。

(補償)

第21条 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担する第19条第2項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとし、

① 対人補償1名限度額無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)

② 対物補償1事故限度額無制限:免責額5万円

③ 車両補償1事故限度額時価額:免責5万円(3. 4. 5. 40. 50)ナンバー免責額10万(1. 2. 8)ナンバー

④ 搭乗者保険1名限度額無制限

2、前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3、当社が第1項の補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は直ちにその超過額を当社に弁済するものとし、

4、警察及び当社に届け出の無い事故、損害保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡し後に第9条1号から8号もしくは第17条1号から6号の1に該当して発生した事故、及び借受期間を当社の承諾を受けることなく延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険並びにこの補償制度は適用されません。

(故障等の処置等)

第22条 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見をしたときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡をするとともに、当社の指示に従うものとし、

2 借受人はレンタカーの異常又は故障が借受人の故意または過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担をします。

3借受人は、レンタカーの貸し渡し前に存じた瑕疵により使用ができない場合には、当社が契約を要した金額を返金をすることで承諾をする。

4、借受人は前項に定める処理を除きレンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害については当社に請求できないものとし、

(不可抗力事由による免責)

第23条 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還する事が出来なくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとし、借受人は、この場合直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとし、

2、借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸し渡し又は代替レンタカーの提供をす

ることが出来なくなった場合には、これにより生じる損害については当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合には、直ちに借受人に連絡するものとします。

【第7章 取り消し、払い戻し等】

(予約の取り消し等)

第24条 借受人は、第2条の予約をしたにも関わらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は予定した借受時刻を1時間以上経過しても貸渡契約を締結をしなかった場合には、別に定めるところにより予約取り消し手数料を支払うものとします。なお当社は予約申込金を受領している場合は、この予約取消手数料を相殺するものとします。

2、当社は、第2条の予約を受けたにも関わらず、当社の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には予約申込金を返還します。

3、第2条の予約があったにも関わらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取消されたものとします。この場合、当社は予約申し込み金から予約取消手数料を差し引いた額を返還するものとします。

4、当社及び借受人は、貸渡契約を締結をしなかったことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らかの請求をしないものとします。

(中途解約手数料)

第25条 借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

中途解約手数料 = (貸渡契約期間に対応する貸渡料金 - 貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金) × 50%

(貸渡料金の払い戻し)

第26条 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより、借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

(1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除をしたときは、受領した貸渡料金の全額

(2) 第6条第1項により、貸渡契約が終了をしたときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了をなした期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

(3) 第7条第1項により、借受人が中途解約をしたときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約により変換した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

2、前項の払い戻しにあたっては、中途解約手数料、その他当社が受領すべきものがあるときは、これと相殺する事ができるものとします。

【第8章 返還】

(レンタカーの確認等)

第27条 借受人は、レンタカーを当社に返還をするときに、通常の使用による摩耗を除き、引き渡しを受けた時に確認をした状態で返還をするものとします。

2、当社は、レンタカーの返還にあたって、借受人の立会の上、レンタカーの状態を確認するものとします。

3、借受人は、レンタカーの返還にあたって、当社の立会の上、レンタカー内に借受人または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品については責を負わないものとします。

(レンタカーの返還時期等)

第28条 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還をするものとします。

2、借受人が第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、または変更前の貸渡料金に超過料金を加算をしたもののうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。

3、借受人は、第8条1項に関わらず、当社の承諾を受けることなく、借受期間を超過して後に変換したときは、次に定めるところにより算出した特別延長料金を支払うものとする。

特別延長料金＝超過時間数×超過料金単価×300%

(レンタカー変換場所等)

第29条 レンタカーの返還は、第3条第2項により、明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条第1項により返還場所に変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

2、借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用を負担するものとします。

3、借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還をしたときは、次に定める返還場所変更手数料を支払うものとします。

変換場所変更手数料＝変換場所の変更によって必要となる回送の為の費用×300%

(燃料が満タンでない場合の支払い)

第30条 レンタカー返還時において燃料が満タンでない場合には、借受人は、当社が別途定める料金に従い燃料代を支払うものとします。

(レンタカーが返還されない場合の処置)

第31条 当社は、借受人が貸渡期間満了後のときから、72時間を経過しても第29条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないときは、又は借受人の所在が不明の時は、必要な法的手段を取るものとします。

【第9章 雑則】

(消費税)

第32条 借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税を別途当社に対して支払うものとします。

(遅延損害金)

第33条 借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対して年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(個人情報の利用)

第34条 借受人又は運転者は、当社がおお客様の本人確認及び審査をする目的で個人情報を利用をすることに同意するものとします。

(契約の細則)

第35条 当社は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることが出来るものとします。

2、当社は、別に細則を定めた時は、当社の各店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載をするものとします。また、これを変更をした場合も同様とします。

第36条(違法駐車の場合の措置)

1、借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭をして、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等の納付をし、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取り等の諸費用を負担するものとします。

2、当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けた時は、借受人又は運転者に連絡をし、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示をするものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社はレンタカーが警察より移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3、借受人及び運転者の違法駐車によりレンタカーの借受期間を超過をした場合は、借受人は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとします。

4、当社は、本条第2項の指示を行った後、当社の判断により、違法処理の状況を交通違反反則告知書又は、納付書、領収書等により確認するものとし、借受人または運転者が違反を処理をしていない場合には、違反の処理

が完了するまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合には、当社は何等かの通知・催告を要せず貸渡契約を解除をし、直ちにレンタカーの返還請求をすることが出来るものとし、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭して、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の所定の文章(以下、「自認書」といいます)に自ら署名をするよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

5、当社は、当社が必要と認めた場合には、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出をすること等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及の為に必要な協力を行う他、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとします。

6、当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は、借受人、もしくは、運転者の探索及びレンタカーの移動、保管、引き取り等に要した費用等に要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は、当社に対して放置違反金相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとし、当社の指定する期日まで②、これらの金額を当社に支払うものとします。なお、借受人又は運転者が放置違反金相当額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が反則金を納付し、又は公訴を提訴されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けた時は、当社は還付を受けた放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

7、当社は、前項の放置違反金納付命令を受けた時、又は、借受人もしくは運転者が、当社が指定する期日まで前項の請求額を支払わない時は、以後の借受け人又は運転者に対するレンタカーの貸渡しを拒絶する事ができるものとします。

(管轄裁判所)

第37条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本社店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則:この約款は、令和6年10月10日から施行します。